

25 八行経発第 16 号  
平成 25 年 6 月 21 日

八王子市監査委員 白柳 和義 殿  
同 矢野 和利 殿  
同 森 英治 殿  
同 山越 拓児 殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
指摘項目	2.非常備消防費に関する事項
指摘事項	【指摘1】消防団員報酬の源泉徴収漏れについて
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>消防団員報酬の支給にあたり、所得税の源泉徴収が行われていない。</p> <p>非常勤の消防団員の報酬については、所得税法基本通達28-9(2)において、「非常勤の消防団員が、その者の出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。」とされている。しがたって、5万円を超える団員報酬を支給する場合には、所得税を源泉徴収しなければならない。しかし、市ではこれまで、団員報酬について所得税の源泉徴収を行ってこなかった。</p> <p>市は、所得税法に従って消防団員報酬から源泉徴収すべきである。なお、本報告書作成日現在において、市は、源泉徴収することを決定しており、平成24年6月21日に本団・分団長会議で事務局より説明を行っている。</p>
措置内容	<p>消防団員報酬にかかわる所得税について、八王子税務署へ相談し調整を行った結果、平成25年3月末に支払う平成24年度分消防団員報酬から源泉徴収をし、所得税を納付する。過去5年分は所得税納付の義務がある為、平成20年3月末に支払った分からの報酬額を明示した一覧表を発行し、確定申告をするよう各団員に指導する。必要に応じ、確定申告する団員には源泉徴収票を発行する。</p>
措置時期	平成25年3月27日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
指摘項目	2.非常備消防費に関する事項
指摘事項	【指摘】退職報償金の源泉徴収漏れについて
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>退職報償金の支給に当たって、退職報償金の額の20%の所得税を源泉徴収しておらず、退職報償金の総額を退団者に支給している。</p> <p>源泉徴収税額は退団者が「退職所得の受給に関する申告書」を提出しているか否かによって異なり、退団者が退職報償金の支払いを受ける時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額を課税退職所得金額とみなして、これに税率を乗じた額が源泉徴収すべき税額となる(所得税法第201条第1項)。一方、退団者がその支払いを受ける時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出していないときは、退職手当等の金額に100分の20の税率を乗じた額が源泉徴収すべき税額となる(所得税法第201条第3項)。八王子市は、これまで退団者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けていないため、後者に該当する。したがって、所得税法第201条第3項の規定に則り、退職報償金の20%を源泉徴収し納付する義務があった。</p> <p>これについて、市では、平成24年度以降は退団者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている。「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けた場合には、退職所得控除額が退職報償金の額を上回ると思われるため、源泉徴収税額は発生しないこととなる。なお、「退職所得の受給に関する申告書」は税務署に提出する必要がある。一般職員の退職金の支給業務を取り扱っている職員課と連携をとるなどの方法により提出漏れがないようにする必要がある。</p>
措置内容	<p>退職所得の受給に関する申告書の提出により、支給する全ての団員が退職所得控除額が退職報償金の額を上回るため、源泉徴収税額は発生しないが、これまで、本人に申告書の提出を求めていなかった。</p> <p>平成24年度からは、退団者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受ける取扱いに改めており、申告書は職員課へ提出をしている。</p>
措置時期	平成25年1月
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
指摘項目	2.非常備消防費に関する事項
指摘事項	【指摘1】各部交付金の証憑保存について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>交付金を受領した分団は、予算執行の適正を図るため事業に係る帳簿その他の資料を常備しなければならない(補助金等の交付の手続等に関する規則第9条第2項)。また、市長は、交付金の額を確定するに当たっては、精算書等の審査等によって交付対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合することを確かめる必要がある(平成23年度八王子市消防団本部及び分団交付金交付要綱第8条)。したがって、分団長は、交付金の用途については、第三者がその適正性を確認できるよう、収支明細等の収支記録をつけ、その基となる証憑(通常は領収書)を備置、保存しておく義務がある。ここにいう証憑は、用途を確認できるものでなければならないため、外部証拠(消防団組織の外部から発行されたもの)でなければならない。</p> <p>各分団が「補助金等の交付の手続等に関する規則第9条第2項」に則り、事業に係る帳簿その他の資料を常備するよう、指導徹底すべきである。</p>
措置内容	平成24年12月13日の分団長会議において、交付金の適正な執行に努めるとともに、金銭出納簿等や領収書の保管を義務付け、諸帳票の保管により監査時に提出できるよう指導徹底を行った。
措置時期	平成24年12月13日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
指摘項目	2.非常備消防費に関する事項
指摘事項	【指摘2】分団交付金交付基準の遵守違反について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>消防団長の立場から各種外部団体の長との会議や会合、来賓として招待されるなど年間多くの公務を行っているため、団本部交付金が消防団長のタクシー代として支出されている。消防団長という立場から、公務のためのタクシー利用することについて理解できるが、現行の「八王子市消防団本部・分団交付金交付基準詳細(例示)」において、行事等への移動のためのタクシー代については交付金の用途として認められない旨明記されていることから、交付金執行の合規性に違反していると言わざるを得ない。一方で、消防団長のタクシー利用が必然性もあるという市の主張も一概には否定しがたいと思われるため、現行の交付基準を早急に見直すべきである。しかしながら、消防団長のすべての出向に支出するのではなく、厳選しかつ精査することは言うまでもない。</p>
措置内容	「八王子市消防団本部・分団交付金交付基準詳細(例示)」において、消防団長の公務における移動のためのタクシー代については、年間を通して多数の公務を行っている現状からも、利用できるように基準を見直した。
措置時期	平成24年12月12日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
指摘項目	6. 防災行政ネットワークに係る事業について
指摘事項	【指摘】「ディーゼル車規制適合車による配送」に伴う契約の留意事項について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>八王子市では、平成19年1月22日付けで「『ディーゼル車規制適合車による配送』に伴う契約の留意事項について（通知）」の文書が各所管課に対して通知されている。</p> <p>その通知において、市が行う委託契約のなかで、自動車の使用が想定される全ての契約について以下の文言を仕様書に明記することが求められている。</p> <p>「本契約の履行に当って自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。</p> <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。」</p> <p>防災行政無線屋外拡声子局機構点検委託仕様書を閲覧したところ、上記の文言が明記されていなかった。今後は、市の規定に従い、上記文言を仕様書において明記する必要がある。</p>
措置内容	<p>監査の指摘を受け、「ディーゼル車規制適合車による配送」に伴う契約の留意事項通知に基づき、24年度契約から適正な仕様書に改めた。</p> <p>また、次年度以降の契約についても、課内で周知を図り、適正に引き継ぎ等が行われるようチェック体制を強化した。</p>
措置時期	平成24年12月4日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2.非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見1】暴力団排除条例への対応について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>平成24年4月1日入団者について、暴力団関係者でないことを確かめたことを外形上確認することができなかった。しかしながら、東京都の暴力団排除条例は平成23年10月1日に既に施行されているため、それ以降、市は暴力団の排除に努めるべきであったことや、他市において暴力団員が消防団員となっていた報道があるなど暴力団排除に対する市民の関心も高いことなどから、既存の団員も含めてしっかりと調査を行うことが望まれる。</p> <p>また、当該調査は、毎年実行した方が望ましいと思われる。団員の境遇が変化し入団後に暴力団関係者と認定される可能性もあるからである。この場合には、現在も行っている毎年の職業調査を利用することが効率的であるが、現行の調査書は単に団員の職業を調査するのみで暴力団関係者が否か確認できるフォームにはなっていない。規制の対象は、暴力団員のみならず、暴力団の威力を利用できる者や暴力団員と親密な者なども含まれているため、単に職業が暴力団組員でないことを確認しただけでは、暴力団排除条例に対応した確認をしたことにはならない。調査にあたっては、調査様式を暴力団排除条例に適応した形に見直すことが望まれる。</p>
措置内容	消防団入団希望者へは、面接により活動内容等を説明したうえで、暴力団関係者ではない旨を宣誓させる書式を新たに設けた他、在団者においては、毎年3月に実施している職業調査において書式を変更し確認を行うこととした。
措置時期	平成25年2月21日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2.非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見2】退団申請書の承認について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>退団の処理は、分団長から提出される退団申請書（「団員の退団について」）の情報に基づいて行われるが、退団申請書に団長他いかなるものからも承認された証跡がない。退団者が退職報償金の支給基準を満たしていない場合には、支給のための手続がないため、退団者本人の意思を確認することができず、したがって、退団申請書の是非を追認することもできない。退団申請書の申請者を部長との連名としたり、退団申請書を退団者本人の手書きにするなどの方法により、退団者本人の意思を確認できるよう業務フローや申請書のフォームを見なおすことが望まれる。</p> <p>また、八王子市消防団に関する条例第6条及び第7条によれば、降格や罷免、懲戒の実行権限は、任命権者、すなわち消防団長にある（消防組織法第22条）。本来その権限のない分団長によって懲戒や罷免が行われることを抑止する、または、類似行為について少なくとも権限者である団長のチェックを介するため、退団申請書について消防団団長の承認を要するよう、業務フローを改善することが望まれる。</p>
措置内容	<p>退団者本人の意思を確認するとともに、新たに退団申請書を作成し、退団者本人からの意思が書面で確認できるよう書式化した。</p> <p>また、退団希望者 部長 分団長 団長経由になるよう業務フローも改善した。</p>
措置時期	平成25年2月1日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2.非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見3】階級変更申請書の承認について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	退団申請書と同様、所属・階級の変更申請書についても、消防団長等の適切な第三者による査閲・承認の証跡がない。階級は、団員報酬や退職報償金等の計算に影響する重要な指標であるため、消防団長等の適切な第三者の承認を得たうえで、変更処理が実行されるよう業務フローを検討することが望まれる。
措置内容	消防団長等の適切な第三者の承認を得られるよう、所属・階級の変更申請書の書式を改定し、平成25年2月1日以降から、消防団長の承認を得る業務フローに改善した。
措置時期	平成25年2月1日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2.非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見1】団員から分団長への出場手当等の受領委任について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>出火出場手当等は、各消防団員に直接支給されず、各分団長に一括で支給された後で分配されている。</p> <p>消防団員の出場手当等の支払請求権については明文の規定はないが、八王子市消防団に関する条例第10条第2項では、「消防団員が出火に出場し、または火災予防の警戒、風水害等の警戒防禦若しくは訓練に出場し、職務に従事する場合は、一回につき2,500円を超えない範囲内で市規則で定めるところにより手当を支給する。」と規定しており、当該条文からは、八王子市への出場手当等の支払請求権は、各消防団員が有していると考えられる。</p> <p>したがって、各消防団員の委任や同意なしに分団長に手当を一括して支払った場合、万一その手当が当該消防団員の手が届いていない場合に、市は消防団員から別途出場手当の支払請求を受ければ、これに応じざるを得ないものと解され、出場手当等の二重払いのリスクを抱えることになる。</p> <p>このような二重払いのリスクを回避するため、消防団員の出場手当等を分団長に支給する場合には、委任状を入手するなどの方法により、文書によって事前に消防団員の委任の意思や同意を確認しておくべきである。</p>
措置内容	在団者については、「出火出場及び特別警戒出場手当支給にかかわる同意書」の提出を受け、受領委任の確認を行った。 また、今後の新入団員については、入団申請書に受領委任の確認を行えるよう書式の改善をした。
措置時期	平成25年2月8日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2.非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見2】八王子市消防団各種警戒等出場基準の定員制と出場手当の支給について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>出場手当等は、「八王子市消防団各種警戒等出場基準」に基づいて支給しているが、当該基準には出場内容ごとに定員を設けられている。事務局では、出場人数が基準の定員よりも多く報告された場合には、事務局の判断により支給対象人員をカットし、基準の定員数分だけ手当を支給するとしているケースがある。その場合には、実際に出場した消防団員に対して、「八王子市消防団員出火出場手当及び特別警戒等出場手当支給規則」に則った支給額が支払われていないことになる。出場実績を修正して手当を減額するという方法には上記のように、そもそも合規性に疑念があることや消防団員のモチベーションの低下など他のデメリットを誘発する可能性もあることを考慮すると、まずは「八王子市消防団員出火出場手当及び特別警戒等出場手当支給規則」に則して、実際の出場人数を制限するよう事前管理を徹底すべきであり、出場実績があった以上は規則に則り手当を支給すべきであると思われる。</p>
措置内容	<p>予算の適正、有効な執行をするために、各種出場手当の出場基準（定員）を設け支給しているが、実際の出場人数を制限したうえで有意義な活動ができるよう、1月22日の分団長会議において出場人数の事前管理の周知徹底を図った。</p>
措置時期	平成25年1月22日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2.非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見1】分団長による各部交付金の調査の実効性について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>防災課が消防団本部及び分団に提示している「平成23年度本団・分団交付金 精算時注意事項」では、各部交付金の取り扱いについて、まず各部交付金の執行は分団本部に準ずる旨を再確認のうえ、分団長に各部交付金使用明細書の内容を調査し署名・捺印することを求めている。現行制度では、市は、分団長による調査が適正に行われたことを前提に、分団交付金の精算に当たっては、各部の領収書を消防団本部または防災課に提出することを不要としている。</p> <p>しかしながら、領収書の保存のない部においても、分団長の調査は実施され、実際の用途の正当性を判断する証憑が存在していないにもかかわらず、その使用明細書には分団長によって用途は正当である旨が記載されている。</p> <p>市は、交付金の確定にあたり、その用途が適正であったかどうかを判断する必要があるため、まずは各部に対して領収書を必ず保存しておくよう指導を徹底する必要がある。そのうえで、分団長は、用途が正当であったかどうかだけでなく、領収書等によって用途内容を十分に説明できるかどうかにも留意して、各部交付金の調査を十分に行うべきである。</p>
措置内容	<p>監査意見を受け、分団長会議において、金銭出納簿等や領収書の保管を義務付けるとともに、交付金の用途の内部調査が適正に実施されるよう指導を行った。</p>
措置時期	平成24年12月13日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2.非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見2】交付金で購入した備品の備品台帳への登録漏れについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>八王子市物品管理規則では50千円以上の備品は、その品名・金額・供用場所その他必要な事項を財務会計システムに記録することとしている（八王子市物品管理規則第5条の2）。備品として購入した場合は、財務会計システムに自動的に登録されるが、交付金を充当して購入した場合には、交付金の支出としか認識されないため、備品の登録が行われていない。市財産の適切な管理のために、交付金から支出した購入備品についても、財務会計システムへの登録・備品管理番号の現品への添付ができるよう業務フローを構築することが望まれる。</p> <p>なお、本件は本来物品管理者たる防災課長により調査され、平成24年9月末までに会計管理者に報告されるべきものである（八王子市物品管理規則第5条の2第3項）。</p>
措置内容	<p>今回監査で指摘された備品については、物品管理規則を遵守し、備品台帳への登録管理を行った。また、今後、交付金を執行する際には「八王子市消防団本部・分団交付金交付基準詳細（例示）」に沿って行うよう、分団長会議において指導徹底を図った。</p>
措置時期	平成25年3月21日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2.非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見3】証拠書類としての領収書について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>領収書の発行者が部長・団長等の消防団員であり、外部証憑となっていないものが散見された。</p> <p>内部関係者の発行した領収書は最終的な用途を証明することができないため、原則として予算執行の証拠とはなりえないことを、消防団分団のみならず、監査を担当する消防団本部、そして所管である防災課職員に十分周知することが望まれる。</p>
措置内容	<p>領収書等の証憑書類は、外部証憑でなければならない旨、各分団等に分団長会議において周知し、証拠書類の管理の徹底を図った。</p>
措置時期	平成25年2月21日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第2. 消防事業に関する事務の執行について
意見項目	2. 非常備消防費に関する事項
意見事項	【意見4】分団交付金の審査及び内部監査の実効性について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>分団交付金は、防災課が分団長から提出された精算書類を審査し、交付金の使途が交付目的に適合していることを確認のうえ、確定される。また、確定後ではあるが、消防団本部（交付金監査担当副団長1名）と事務局（防災課職員2名が担当）によって内部監査も実施されている。</p> <p>交付金の使途の審査にあたっては、証憑や帳簿記録のない各部交付金の使用が看過されており、また、最終的な使途が明確ではない内部関係者発行の領収書が証拠書類として認められているなど、最終的な使途が不明瞭な事業についても交付金の確定が行われている。</p> <p>分団長による適正な各部交付金の調査を前提にした防災課による分団交付金の審査も、また、交付金確定後に行われる内部監査も、最終的な使途が不明瞭な事業に対する交付金の確定を抑止できておらず、これらの統制の仕組みが有効に機能していたとはいえない。</p> <p>市長は交付金確定にあたり、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う実態調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであることを確認しなければならない（補助金等の交付の手続等に関する規則第13条）。また、分団交付金の審査は、消防団に関することであるため、防災課の分掌事務である（八王子市組織規則第17条）。</p> <p>したがって、交付金の執行内容の審査は、本来防災課の責任において行うべきであり、現状の仕組みが有効に機能していない以上、例えば、各部交付金の収支明細や証憑類についても防災課へ提出を求めるなど、防災課が交付金の使途を十分に把握できるよう業務フローを改善することが望まれる。</p>
措置内容	<p>下記内容について、分団長会議において周知徹底を図った。</p> <p>消防団が市に実績報告書を提出する前に行っている内部監査に防災課も同席し、使途内容や証拠書類等の事前確認を行い、適正な執行及び保管状況を確認し、実績報告が提出された際にも、防災課において十分に把握できるようチェック体制を強化する。</p> <p>内部関係者発行の領収書については、緊急時や突発的に領収書が発行することができないもののみ認めることとし、原則外部証憑としての領収書により証明するよう徹底する。</p>
措置時期	平成25年2月21日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	1. 防災会議について
意見事項	【意見】防災会議と地域防災計画のPDCAサイクルの関係性について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>災害対策基本法では、八王子市地域防災計画の第一義的な設定主体は八王子市防災会議である。その一方で、実質的な防災会議の運営主体、また八王子市地域防災計画の策定主体は八王子市防災課である。</p> <p>地域防災計画のPDCAサイクルが防災課により実行され、それに併せる形で、防災会議において定期的な地域防災計画の評価結果及び今後の改善案についても、主たる議題のひとつとして取り上げ、十分に議論をする必要があるように思われる。</p> <p>また、対応の一例として、防災会議の下部組織として防災計画の実行状況を検証・評価する小委員会等を設置することも考えられ、防災会議の有用性を維持することが望ましいと思われる。</p>
措置内容	<p>防災会議においては、これまでも災害対策に関する様々な意見をいただいていたところであるが、監査意見にあるように、地域防災計画のPDCAサイクルを実行するために、平成25年3月21日に実施された防災会議から、防災計画等の進捗状況報告や課題などを議題のひとつに取り上げ、今後も定期的に検証・評価を行っていくこととした。</p>
措置時期	平成25年3月21日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	3. 震災対策に係る事業について
意見事項	【意見2】活動状況の把握について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>市では、自主防災組織から活動報告書を定期的に入手することをもって、各自主防災組織の具体的な活動内容について把握している。当該活動報告書は、隔年で入手する助成申請書と併せて入手されている。</p> <p>その一方で、八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱の第8条において、以下の規定がある。</p> <p>第8条 組織及び組織の代表者は、次に掲げる活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 助成資器材の定期的な点検を行うこと。</p> <p>(2) 防災資器材を活用した自主的な防災訓練を行うこと。</p> <p>(3) 八王子市で行う防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加すること。</p> <p>上記要綱の規定内容を勘案すると、要綱に列挙された3項目を活動報告書のひな型にあらかじめ明記しておくことが望ましいと考える。</p> <p>また、活動報告書の入手状況については、隔年助成時には資器材助成申請書の裏面に活動報告が記載されることから、助成対象となる自主防災組織からは全て活動報告書を入手しているものと認められるが、隔年助成に該当しない年度の自主防災組織からは、その入手状況は芳しいとはいえない。結果的に、活動報告書を一年おきに提出している自主防災組織もある。そのような場合には、少なくとも、活動報告書には直近2年間の活動を報告してもらうべきである。</p> <p>市の努力をもって、現状の自主防災組織の結成率は相応のものになっているものと思われる。また、今後のその結成率は、年々高まっていくことも想定される。</p> <p>そのような現状を踏まえると、今後において市が果たすべき役割は、自主防災組織の普及のみならず、自主防災組織のより有効かつ効果的な運用を促すことである。その意味においては、現在行われている活動報告書の入手事務は、市が行っている関連事務の中で軸となる事務手続きであり、その事務手続きの有効化を図ることが重要であると考えられる。</p> <p>特に、自主防災組織の活動を個々に見ていくのではなく、活動報告書を集約するなど全体的な観点から様々な切り口で分析・評価を行うという姿勢が重要であると考えられる。その分析・評価結果に基づき、積極的に自主防災組織に対して働きかけを行うことによって、一層の自主防災組織制度の充実を図ることが期待される。</p>
措置内容	<p>資器材助成要綱に規定している、活動内容の実施が確認できるように、活動報告書のひな型に3項目をあらかじめ明記した様式に改め、平成24年度から新たな様式で報告を求めることとした。</p> <p>活動報告書の提出については、隔年助成の資器材申請時ではなく、原則、年度末にすべての組織から提出を求めることとした。</p>
措置時期	平成25年3月25日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	3. 震災対策に係る事業について
意見事項	【意見】委託業者からの入手資料について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	当該業務に関しては、車両の運転業務を含んだ他の委託業務で見受けられるような、委託業者から運行予定者の免許証や保険書類の入手を行っていない。 業務委託者としての監督責任の観点から、当該業務に関して当該免許証や保険書類を入手しなくても良い理由は特にないと思われるため、今後は免許証や保険書類を入手することが望まれる。
措置内容	監査意見を受けて、平成25年2月以降の委託業務に関しては、委託業者から、免許証と保険書類を入手し確認を行った。また、業務委託者としての監督責任の観点から、これら関係書類に関する内容を仕様書に盛り込み、次年度契約以降も適切に対応していく。
措置時期	平成25年1月31日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	3. 震災対策に係る事業について
意見事項	【意見】個人情報の管理に関する事務について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	八王子市においては、個人情報保護条例の適切な取扱いを行う観点から、平成18年1月17日付の文書「個人情報を取り扱う事務の委託に関する特記仕様書について（通知）」が各所管課に対して通知されている。 その通知のなかでは、平成18年度の業務委託契約より、個人情報に十分な配慮をするために作成した「標準特記仕様書」に準じ、必要に応じて特記仕様書を作成する等して事務の委託を行うように依頼している。例えば、委託業者から「機密保持誓約書」の入手を求める条項が盛り込まれている。 上記通知の趣旨を踏まえた場合、当該事務に係る個人情報の質的な重要性を勘案すると、個人情報の取扱いに関する関連条項を十分に折り込み、かつ、委託業者から「機密保持誓約書」を入手する方が、望ましいものと思われる。今後、防災に関する事業を行う上で、高齢者のみの世帯や災害時要援護者等を幅広くリストアップするような場合には、その個人情報の取扱いにおいては、より万全を期す必要があるものと思われる。
措置内容	監査意見を踏まえ、個人情報に十分配慮するよう課内周知を行うとともに、今後、個人情報を扱う委託等を行う場合には、特記仕様書を作成し「機密保持誓約書」を入手するよう適切に対応する。
措置時期	平成25年2月1日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	4. 防災倉庫整備に係る事業について
意見事項	【意見1】 防災倉庫の修繕管理表の作成について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>防災課では、4～5年程度前から「防災倉庫修繕リスト」を作成し、当該業務の管理を行っている。当該リストでは、実際に行われた修繕内容や、日々の業務において気付いた修繕が必要と思われる箇所が、時系列に記載されている。</p> <p>しかし、本来の防災倉庫の管理のあり方としては、管理の網羅性の観点からは若干不十分であるものと思われる。</p> <p>網羅性の観点からは、最低年1回は倉庫内にある備蓄食糧の棚卸に行くため、その際に防災倉庫の全体的な状況の点検を行い、特に問題がない場合も含めて、その結果を一覧表の形式で取りまとめて管理していくのが望ましい。</p> <p>防災倉庫の安全性に対する位置づけは、年々高まっており、定期的に万全の体制でチェックする体制づくりが求められているものとする。</p> <p>また、要修繕箇所が判明した場合には、その状況のみならず、その発生原因についてもなるべく詳細に記録し、今後の業務運営にフィードバックしていくことが望まれる。</p>
措置内容	<p>防災倉庫の管理については、毎年実施している各倉庫内の備蓄品の棚卸の際に合わせて点検を行い、その結果を一覧表の形式でとりまとめて管理していくこととした。</p>
措置時期	平成25年2月1日
所管部課	生活安全部 防災課

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	4. 防災倉庫整備に係る事業について
意見事項	【意見2】 要修繕箇所の対応について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>毎年2～3か所について修繕を行っており、随時対応しているものと認められる。</p> <p>しかし、「防災倉庫修繕リスト」において、要修繕箇所を把握しながら、実際の修繕を行っていないステータスのものがあつた。そのようなステータスのものについては、第一義的には優先的に対応すべきものであると考えられるため、修繕作業を保留していることに対する相応の理由付けに関して文書等を通じて明確にしておくことが重要である。</p>
措置内容	<p>要修繕箇所の対応については、緊急性や重大性などにより決定している。</p> <p>その修繕箇所の優先度を明確にするために、現在ある「防災倉庫修繕一覧表」に優先度欄を新たに設け、これに基づき修繕を行うこととした。</p>
措置時期	平成25年2月1日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災等事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
意見項目	4. 防災倉庫整備に係る事業について
意見事項	【意見3】入札金額の乖離がある場合の検討過程の文書化について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	業者間の見積りにバラつきが見受けられる場合には、その格差の内容も調査・分析し、コスト面だけでなく、作業の品質にも相応の気を配る必要があるものと考えます。基本的には、このような検討過程を文書にて残しておく方が望ましい。
措置内容	防災倉庫修繕等の入札における金額の乖離については、品質等による差が入札金額の結果とならないよう、平成25年3月契約より、品質等に係る項目を仕様書に明記した。
措置時期	平成25年3月5日
所管部課	生活安全部 防災課

平成24年度

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4.消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
意見項目	1.生活安全対策事業
意見事項	【意見】車両の交換方法について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	安全パトロールカー（車両）の交換については、暮らしの安全安心課において交換方針を保有しているが、車両交換の判断は個々の車両状態によって行っている。安全安心のまちづくりを目指して市内全域のパトロールを実施するためには、パトロールカーの維持管理は必須である。定期的修理により維持は可能であるが、長期的視点で見た場合、車両の交換は不可欠であり、定期的・計画的に車両の交換を行うためには、暮らしの安全安心課だけが車両の交換方針を保有しているのではなく、市全体に対し交換の重要性や必要性を積極的に明示し、安全な運行が可能な車両交換の体制づくりを推し進めることが望まれる。そのような適切な車両交換の体制の整備と運用が、市内全域パトロールの効果的な運用の確保と安全パトロールカーの適正な管理につながる。
措置内容	今後引き続き、定期的な点検や修理履歴等から、車両の劣化傾向を常に把握し、車両管理所等からのアドバイスも参考にするなど、所管の交換方針にとどまらず、青パト運用自体も含めた必要性・重要性の周知や適切な更新計画の確立をはじめ、庁内で運用している車両には、さまざまな使い道や使用頻度があることから、その優先度が高まるよう働きかけていきたい。以上のことをふまえ青パトの運用・更新基準として整備していく。
措置時期	平成25年3月
所管部課	生活安全部 暮らしの安全安心課

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4.消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
意見項目	1.生活安全対策事業
意見事項	【意見2】委託業者の業務の監視について（GPS機能付き携帯電話）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	GPS機能付き携帯電話を用いた委託業者への監視活動については、監視方法等は起案書で取り決められているが事務処理要綱等がなく、また、検証範囲が膨大であり、検証作業を継続することが実務的に困難であるため、暮らしの安全安心課の担当者が行う作業として十分には確立されていない。 そのため、現状の監視方法のままでは、他市において発生した委託契約解除事例と同様の事例が八王子市で発生した場合に、十分な監督機能を発揮できない可能性がある。 委託業者へ効果的かつ効率的な監視活動を確立させるためにも、事務処理要綱等を整備し、暮らしの安全安心課の担当者が継続可能な監視方法を定めることが望ましい。
措置内容	車両運行の行程については、基本的に提出された日報及び、GPS携帯と利用した終了時間のチェックにて確認している。また、不定期にGPSの追跡により、その内容を監視することで日報の内容の正確性を補完する役割として使用していたのが現状である。 監査意見を受け、効果的かつ定期的な監視を実現するため、事務処理マニュアルを再整備し、継続的に監視が実施できる体制を整えた。
措置時期	平成25年3月29日
所管部課	生活安全部 暮らしの安全安心課

平成24年度

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4.消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
意見項目	1.生活安全対策事業
意見事項	【意見3】委託者としての業務記録の管理について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>市は、委託業者が犯した重大な業務違反や善管注意義務違反等について、委託業者から入手した顛末書により、記録の管理が可能である。しかし、口頭により行われる事項については、注意内容を文書等で残していないため、記録の管理ができない状況にある。</p> <p>当該事項の記録は、委託業者への注意機能を発揮するために必要なだけでなく、それら事項が事件等の発生につながった場合に、市民への注意義務遵守の証明や今後のパトロール活動に役立つ情報にもなる。そのため、提供した情報や軽微な誤りに対する注意事項の概要を内部文書として残すことが望ましい。</p>
措置内容	従前は、顛末書の提出により、責任の所在や車両修理の実施者などを取り決めていたが、24年12月以降、契約書による甲乙協議の記録として、提出された顛末書を受けた後、双方確認のための文書を作成・保管する方法に改めた。
措置時期	平成24年12月7日
所管部課	生活安全部 暮らしの安全安心課

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4.消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
意見項目	1.生活安全対策事業
意見事項	【意見】生活安全対策協議会の開催について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>平成23年度の生活安全対策協議会は1回のみ、参加委員の人数は16人となっている。生活安全対策協議会委員は、多様な職種から選任されているため、年1回の開催のみでは委員会に参加することが困難な委員もあり、また、議事録の内容には、適時に対応すべき事項も含まれているため、年に複数回の定期的な開催を行うことが望まれる。</p>
措置内容	<p>定期的開催する会議の回数は年1回としている一方、突発的な事象が生じた際には定期開催の他に、臨時開催や文書により意見交換を行うなどの対応を行っている。</p> <p>また、参加困難な委員に配慮して、全委員に議事録など会議関連資料を送付し、情報共有を図っている。定期開催の回数については、今後必要に応じ検討していく。平成24年度については、質問のあった項目について、議事録の送付とともに回答を行い、別途協議会開催以降の各種施策について各個に報告を行うことで情報共有を図っている。</p>
措置時期	平成25年1月10日
所管部課	生活安全部 暮らしの安全安心課

平成24年度

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4.消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
意見項目	2.生活相談事業について
意見事項	【意見】一般相談業務に係る相談窓口の案内方法について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	一般相談業務も専門相談業務と同様、ホームページ上の「各種相談」にて相談業務の一つとして取り扱い、全体的・抽象的なアドバイスを求める相談窓口を明確にすることで、市民は相談窓口をより円滑に利用することができ、一般相談業務の利用価値はさらに高まることが期待される。
措置内容	一般相談（市が関係しない民事的な問題に対する案内や助言）は、相談内容が多岐にわたるうえ、相談者の状況や問題のレベルも様々であるため、職員等が一定のスキルを保持していても、適切な助言につながらないケースや、専門機関での相談でなければ、明確な回答ができない場合も生じるため、基本的には、相談内容から適切な相談窓口を紹介しているのが現状である。 ホームページで案内する各種相談の中に、一般相談という相談項目を設けることの検討を行ったが、一般相談業務として相談範囲は明確なものではなく、相談内容に応じた窓口に直結する案内方法の方が、より効果的であると判断し現状通りのアナウンスを行うこととした。
措置時期	平成25年3月1日
所管部課	生活安全部 暮らしの安全安心課

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4.消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
意見項目	4.消費生活対策事業について
意見事項	【意見】消費生活相談に係る守秘義務について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	相談者は、個人情報今後の相談処理のために活用されるということよりも、どのようにして相談内容が保護されるかのほうが関心が高く、また、個人情報の流出等をおそれている潜在的な相談者もいると考えられる。 このような観点から、相談者目線での個人情報の取り扱いをホームページ上で記載している地方自治体もある。八王子市においても、当然、上記事例に則した取扱いがされているものと理解できるが、市民への周知という観点から、相談者の潜在的要望をより意識した個人情報の取り扱いに係る周知方法を検討することが望まれる。
措置内容	個人情報の保護について、市民が安心して相談できるように、個人情報の取り扱いについて、ホームページを修正するとともに、窓口にも掲示した。
措置時期	平成25年3月1日
所管部課	生活安全部 消費生活センター